

# 山形県文化基本条例（仮称）素案の概要

平成29年11月13日  
観光文化スポーツ部

資料1

## 総則

### 目的（第1条）

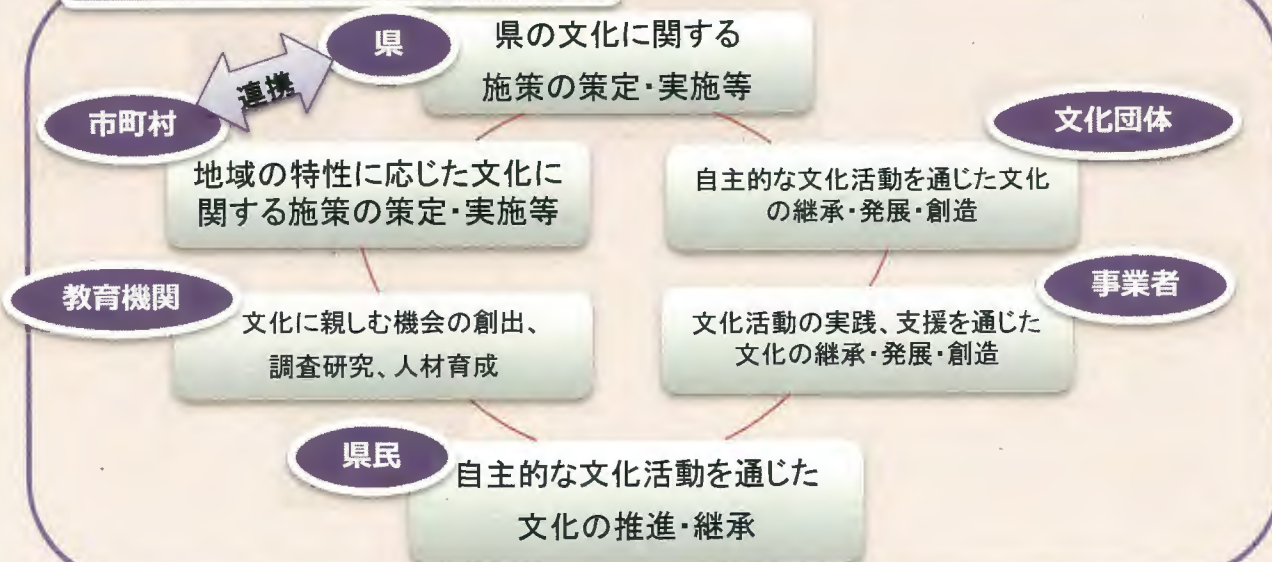
- 文化の推進（振興、活用等）に関する基本理念
- 県の責務、県民、文化団体等、教育機関、事業者の役割
- 市町村との連携
- 文化の推進に関する基本的施策を定め、文化施策を総合的かつ計画的に推進することにより、

**心豊かな県民生活、活力ある地域社会の実現及び経済の活性化に寄与することを目的とする。**

### 基本理念（第2条）

- 県民の自主性及び創造性の尊重並びに地位向上、能力発揮のための配慮
- 県民が等しく文化を鑑賞し、創造し、文化活動に生涯を通じて参加できる環境の整備
- 本県文化への県民の理解、愛着や誇りを育むための配慮
- 本県文化の保護、継承、発展、創造のための配慮
- 本県文化の国内外への発信、文化交流等の推進
- 文化による経済・地域活性化（観光、まちづくりなどの各関連施策との有機的連携）**
- 県民、文化団体等、事業者、教育機関、行政との連携・協働

### 責務・役割（第3条～第8条）



## 文化に関する基本的施策

### 文化の振興等（第10～16条）

- 芸術の振興  
(文学、音楽、美術、書道、写真、演劇、舞踊など)
- メディア芸術の振興  
(映画、漫画、アニメーションなど)
- 生活文化等の振興
  - ・生活文化(華道、茶道など)・国民娯楽(囲碁、将棋など)
  - ・芸能(講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱など)
- 伝統芸能等の継承及び発展
  - ・日本古来の伝統芸能(雅楽、能楽、歌舞伎など)
  - ・地域の伝承文化(祭り、年中行事、民俗芸能など)
- 伝統工芸等の継承及び発展**
  - ・**伝統工芸**  
(山形鑄物、山形仏壇、天童将棋駒、置賜紬、羽越しな布など)
  - ・**山形の食文化**  
(四季折々の豊かな農林水産物、郷土料理、行幸食、地酒など)
- 山形特有の伝統的な文化の継承及び発展**
  - ・**出羽三山信仰、草木塔、出羽百観音などの精神文化**
  - ・**最上川の文化的資産**
- 文化財等の保存及び活用  
(有形及び無形の文化財並びにその保存技術)
- デザイン(意匠)の保存及び活用**  
(服飾、家具、工芸品、建築など)

### 文化推進基本計画（第10条）

文化に関する施策の総合的・計画的な推進のための計画の策定

### 文化に親しむ環境づくり（第17～21条）

- 県民が文化に親しむ機会の充実
- 文化施設の機能充実及び活用促進
- 文化情報の収集及び提供
- 事業者による文化活動等の促進

### 文化を育む人づくり（第22～26条）

- 県民の文化発信力の向上
- 子どもの文化体験機会の充実
- 高齢者及び障がい者の文化活動への参画意欲の醸成**
- 文化の担い手、指導者等の育成及び確保
- 顕彰

### 文化を活かした地域社会づくり（第27～30条）

- 文化の活用による地域活性化
- 文化に関する交流の推進
- 文化の活用による経済活性化
- 文化の活用による観光振興
- 文化情報の発信

### その他の施策(第9、31条)

- 推進体制の整備
- 財政上の措置

## 今後のスケジュール

12月県議会に素案を報告

パブリックコメントの実施  
(H29.12.～H30. .)

2月定例会提案

3月 公布・施行